

議案第49号

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市授業料等徴収条例（平成13年さいたま市条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市立の高等学校の授業料、入学料及び入学選考手数料並びにさいたま市立浦和中学校（次条において「中学校」という。）の入学選考手数料（以下「授業料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(授業料等の額)</u></p> <p>第2条 授業料等の額は、次の表に定めるとおりとする。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市立の高等学校の授業料、入学料及び入学選考手数料並びにさいたま市立浦和中学校（第3条において「中学校」という。）の入学選考手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(授業料)</u></p> <p>第2条 高等学校の授業料は、徴収しない。ただし、<u>授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>		
学校 の 別	授業料等の区分	授業料等の額			
高等学 校	授業料 市内生（市 内に住所を 有する生徒 をいう。以 下同じ。）	年額 118, 800円			
		市外生（市 内生以外の 生徒をいう。 以下同じ。 ）	年額 180, 000円		
入学 料	市内生	5,650円			
	市外生	73,000円			

	入学選考手数料	2, 200円
中学校	入学選考手数料	2, 200円

2 一の年度において高等学校に在学する月の数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月額相当授業料」という。）に当該月の数を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条第1項に規定する受給権者として同法第6条第2項に規定する期間（同法第8条第1項の規定により高等学校等就学支援金の支給が停止された期間及び同法第9条の規定により高等学校等就学支援金の支払を差し止められた期間を除く。）に高等学校等就学支援金の支給を受ける市外生（次条において「支給対象市外生」という。）に係る授業料の額は、市内生に係る授業料の額と同額とする。

（月額の変更に伴う授業料の算定方法）

第3条 学年の途中において市内生若しくは支給対象市外生（以下この項において「市内生等」という。）から支給対象市外生以外の市外生（以下この項において「支給対象外市外生」という。）となり、又は支給対象外市外生から市内生等となった生徒に係る授業料の額は、当該年度において、市内生等に係る授業料を徴収する期間については市内生等に係る月額相当授業料に当該市内生等に係る授業料を徴収する期間における月の数を乗じて得た額とし、支給対象外市外生に係る授業料を徴収する期間については支給対象外市外生に係る月額相当授業料に当該支給対象外市外生に係る授業料を徴収する期間における月の数を乗じて得た額とする。

2 前項ただし書の規定により徴収する授業料の額は、年額11万8,800円とする。

（入学料及び入学選考手数料）

第3条 高等学校については、入学料及び入学選考手数料を徴収する。

2 中学校については、入学選考手数料を徴収する。

3 第1項の入学料及び前2項の入学選考手数料の額は、次の表に定めるとおりとする。

高等学 校	入学 料	市内生（市内に居住している生徒をいう。）	5, 650円
		市外生（市内生以外の生徒をいう。）	73, 000円
		入学選考手数料	2, 200円
中学校		入学選考手数料	2, 200円

(休学等の場合の授業料の徴収基準)

第5条 休学し、又は留学する生徒の授業料については、当該休学又は留学の期間中は徴収しない。ただし、休学又は留学をした日（月の初日を除く。）の属する月分の授業料及び復学した日の属する月分の授業料については、当該生徒に係る月額相当授業料の全部を徴収する。

2 学年の途中において入学した生徒の当該入学をした日の属する月分の授業料については、当該生徒に係る月額相当授業料の全部を徴収する。

3 学年の途中において退学し、転学し、又は死亡した生徒の当該退学、転学、又は死亡をした日の属する月分の授業料については、当該生徒に係る月額相当授業料の全部を徴収する。

4 学年の途中において市内生から市外生となり、又は市外生から市内生となった生徒の住所の変更をした日の属する月分の授業料については、変更前（住所の変更をした日が月の初日である場合にあっては変更後）の住所に基づき徴収することとなる月額相当授業料の全部を徴収する。

(授業料等の不還付)

第6条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(不正利得の徴収)

第10条 偽りその他不正の手段により授業料等の全部又は一部の徴収を免れた者があるときは、市長は、その者から、その免れた授業料等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第11条 [略]

(休学等の場合の授業料の額)

第5条 休学又は留学の期間内に出席した日のない月がある場合の授業料の額は、授業料の年額から授業料の年額の1/2分の1に相当する額（以下「月額相当授業料」という。）にその月の数を乗じて得た額を控除した額とする。

2 学年の途中において入学した場合の授業料の額は、月額相当授業料に当該入学をした日の属する月から当該年度の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

3 学年の途中において退学し、転学し、又は死亡した場合の授業料の額は、授業料の年額から月額相当授業料に当該退学、転学又は死亡をした日の属する月の翌月から当該年度の最後の月までの月数を乗じて得た額を控除した額とする。

(授業料等の不還付)

第6条 既納の授業料、入学料及び入学選考手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第10条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続きさいたま市立の高等学校に在学する生徒に係る施行日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。

3 前項の規定は、施行日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する生徒又は学生（日本国内に住所を有する生徒又は学生に限る。）である者が施行日以後にさいたま市立の高等学校に転入学をした場合におけるその者に係る当該転入学をした日以後の授業料の徴収について準用する。